

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 愛知県社会福祉士会 福祉・介護情報調査センター

②施設・事業所情報

名称：駒方保育園	種別：保育所	
代表者氏名：園長 田中美枝子	定員（利用人数）： 本園） 103名 分園） 13名	
所在地：名古屋市昭和区駒方町3丁目1		
TEL：本園） 052-831-8304 分園） 052-784-9988		
ホームページ：https://syoutokukai.or.jp/komagata/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和21年9月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 昭徳会		
職員数	常勤職員：本園 25名 分園 4名	非常勤職員：本園 14名 分園 4名
専門職員	園長 1名	保育士：本園 13名 分園 4名
	保育士（主任含）22名	保育補助 1名
	調理師 2名	事務職員 1名
施設・設備の概要	（居室数）	調理室 1室
	保育室 7室	相談室 1室
	事務室 1室	休憩室

③理念・基本方針

経営法人は高齢者・児童・障がい・保育の4分野の事業を運営し名古屋・高浜・みよし・豊田で活動拠点があり、法人全体として理念・基本方針・行動指針を策定している。

「幸福（しあわせ）」

【基本方針】

1. ひとりひとりに、思いやりの心をもって接します
2. ひとりひとりを尊重し、その人にあった支援、援助をします
3. ひとりひとりを大切に、まごころで接します
4. わたしたちは、すべての人の幸福を目指し、たゆみなく援助技術の向上に努めます
5. わたしたちは、お互いに助け合い、よりよい生活ができるよう努めます

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・社会貢献活動「ハチドリチャレンジ」への参加推進（ボランティア活動）
- ・不審者対応訓練、救急救命応急手当講習、アングーマネジメント、アサーティブコミュニケーション等の研修実施

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 8月 1日(契約日) ~ 令和 5年 4月 6日(評価決定日) 【令和 4年11月22日(本園)11月29日(分園)(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回

◇特に評価の高い点

理念は「幸福」とシンプルかつわかりやすい。職員が目指す姿を示した基本方針・行動指針もわかりやすい表現で示されている。職員の理解向上に向け、会議で周知・理解を行っている。特に園長が法人理念・基本方針・職員行動指針・保育計画等をまとめ、駒方BOOKとして作成し職員に配布し、職員が必要に応じて確認が出来る様に工夫されている。

- ・臨床心理士を業務委託契約で配置し、必要な園児・保護者等を支援し、関係機関に繋げ、サービスや医療の提供に活用し、結び付けている。
- ・園長、主任が報道されている保育・児童虐待等の事件や事故を職員会議や日常の会話等で話題に取り上げ、事故防止・注意喚起に努めている。

◇改善を求められる点

- ・苦情解決の仕組みと周知について
苦情内容に関する検討内容や対応策について保護者全体に対して公表する仕組みはあるが、利用者アンケートの結果から保護者等の中には十分に理解していない方がいらしゃる様子が読み取れるため、対応策を検討されたい。
- ・全体的な保育の計画の作成
保育の全体的な計画の評価を定期的に行い、次の作成に活かしていることが分かる資料の確認が出来なかったため、後で確認が出来るように評価を行った記録を残す取組みを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審にあたり、努力の必要な点や求められていることを学ぶことができました。評価していただいたことは今後も継続して取り組み、課題については改善を図り、次なる目標設定をしていきたいと思っております。今後も利用者・地域のニーズの把握に努めて、よりよい保育の向上を目指して、全職員で取り組んでいきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-（1）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	㉑ ・ b ・ c
＜コメント＞ 社会福祉法人昭徳会として、理念・基本方針・行動指針が策定され、ホームページにも掲載されている。職員には会議や研修において周知や理解を図っている。保護者等には入園説明会や個別面談時に周知している。駒方保育園では園長が駒方BOOKを作成し、職員各自に配布し、理念・基本方針・行動指針がいつでも確認を出来るように配慮している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-（1）-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ㉒ ・ c
＜コメント＞ 法人本部において、2022年から2025年の期間として第1期中期経営計画が策定されており、計画に基づき連携しながら、経営状況の把握や法人内の園長会議等にも情報共有を図り、状況の把握に努めている。また、区の園長会議等においても保育ニーズ・利用希望者に関する情報を収集している。把握した情報を分析された記録等の具体的な資料等が無かったため、分析した内容を文書として残す取組みを期待する。			
I-2-（1）-②	経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	保3	a ・ ㉒ ・ c
＜コメント＞ 経営課題を明確にするため、月1回の職員会議等を通じて保育内容・人材育成・施設整備に関して課題を共有し、職員間で検討を行っている。経営状況及び課題等は法人施設長会で協議され、理事会で承認されている。経営状況の把握・分析により明らかになった経営課題と、経営課題に対する対応策の検討内容、改善等に向けた具体的な取組の内容が確認出来なかった。今後の対応を検討されたい。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-（1）-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ㉒ ・ c
＜コメント＞ 法人で2022年から2025年の期間として第1期中期経営計画（昭徳会アクションプラン72）が策定されている。法人の中期計画に分野別として保育分野も設定されている。把握された経営状況を踏まえた内容であるかどうかの確認を行うことが出来なかったため、連動していることが第三者にも確認できるような記録を残す取組みを検討されたい。			
I-3-（1）-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ㉒ ・ c
＜コメント＞ 第1期中期経営計画（昭徳会アクションプラン72）に基づき単年度の計画が策定され、11月には中間報告会が予定されており、継続的な分析や見直しに期待する。			
I-3-（2） 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-（2）-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉒ ・ c
＜コメント＞ 事業計画は昨年度の事業計画の評価を基にグループリーダーを中心に作成し、職員会議等にて周知している。事業計画の策定および評価、見直しは組織的に実施されているが手順書等はない。持続的な実施を確保するため手順書やマニュアルの策定を期待する。			
I-3-（2）-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉒ ・ c
＜コメント＞ 事業計画・行事計画等は保護者に配布し、学級懇談会において説明し周知を図っている。行事に関しては行事ごとにお知らせを作成し保護者に配布し、情報共有に努めている。利用者アンケートの結果から保護者等が事業計画を周知されていると受け止められていない様子があるため、周知方法について改善策を検討され、実施されたい。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>日々の保育状況を職員会議で共有し、保育の質の向上に向けた対応策の検討を行っている。保育所全体の自己評価や保護者アンケートの結果を踏まえた改善策の策定と実施、改善策の評価の実施が組織的に実施される仕組みの整備を期待する。</p>			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>職員会議等でアンケート結果等について情報の共有化を図り、検討を行い、計画的に改善出来るよう努めている。保育所全体の自己評価や保護者アンケートの結果を分析し、改善課題を検討された内容が分かる議事録等と、改善策や改善計画を記録として残す取組みを期待する。</p>			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	③ ・ b ・ c	
<コメント> 職務分担表を職員に配布し、園長の役割を周知している。また、報道された保育や児童等に関する事件や事故等についても、園長が進んで職員に対して話題提供を行い、注意喚起や事故防止に努めるなど、リーダーシップを積極的にとっており職員に役割を理解されており、高く評価する。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	③ ・ b ・ c	
<コメント> 園長は法人の会議等や市からの情報提供等により遵守すべき法令等を把握しており、園内では職員会議等の機会を活用して、遵守すべき法令等を職員に周知・理解に努めている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	③ ・ b ・ c	
<コメント> 職員からの業務報告や意見を丁寧に聞き取り、保育現場の観察や保護者等からの意見を聞き、課題の把握に努め、保育の質の向上に向けて対応策を検討し、指導力を発揮している。職員会議等において課題共有を行い、職員が保育の質の向上に向けた改善のため新たな試みに挑戦が出来る環境づくりを行っており、高く評価できる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ③ ・ c	
<コメント> 職員が保育に専念し、質の高い保育の提供が出来るよう、職員の事務時間の確保や書類の見直しを行っている。職員全体で効果的な事業運営を目指すため、組織内に経営の改善や業務の実行性を高めることを目的とした体制を構築し、指導力を発揮される取組みを期待する。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ③ ・ c	
<コメント> 法人で策定された採用計画・育成指導計画に沿って、人材の確保および育成を行っている。法人全体で連携し、就職イベントに参加しており、積極的に保育実習の受入れや職場体験の受入れを行うことにより、人材確保に向けた取組を行っている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	③ ・ b ・ c	
<コメント> 法人の評価制度に基づき、処遇、異動等の規程が策定されており、評価基準に基づいて人事マネジメントが行われている。基準はキャリアパスを明確にし、職員一人ひとりが目標をもって、職務に従事できる内容となっている。			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	a ・ ③ ・ c	
<コメント> 希望休暇・バースデイ休暇の取得や園独自で「小1応援」を作り小学校1年生を持つ職員の働きやすい環境づくりに努め、働きやす環境を整え、離職防止に取り組んでいる。把握された職員の就業に対する意向や意見について、分析・検討する仕組み作りを期待する。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ③ ・ c	
<コメント> 職員評価制度による目標シートを作成し、職員育成に向けた取組みを行い、中間・年度末の2回面談し目標達成について確認・助言を行っている。今後も職員のスキルアップを図る事に期待する。			

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 研修計画を策定され、法人内研修・外部研修を受講している。園内研修を計画的に開催している。定期的に研修内容やカリキュラムの評価を行った上で、研修計画の見直しを行う仕組みを導入されたい。		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 研修計画に基づき、職員の経験や習熟度、希望も考慮して、研修に参加する機会を確保し、外部研修等の情報についても必要に応じて研修情報を提供し、研修の参加の機会を確保している。研修成果の評価分析を実施され、評価・分析結果を次の研修計画に反映される仕組みの導入を期待する。		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 実習生等の受入マニュアルがあり、職員に共有しており、組織的に受入れ体制を整えている。中学生等の職場体験も実施し、保育士を目指すきっかけ作りも行っている。実習生の受け入れは、看護専門学校の小児看護学実習も受け入れており緊密な連携の下看護学科実習指導が行われている。医療・福祉専門職等の幅広い人材を積極的に受け入れている。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<コメント> 園のホームページでは提供している保育サービスの内容や園の沿革などが、わかりやすく掲載されている。法人のホームページを活用し事業報告、苦情の対応等を公開している。事業報告や苦情が法人のホームページに掲載されていることが園のホームページからも分かるよう、工夫を期待する。			
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ① ・ c
<コメント> 事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌は法人の経理規程、組織規程に明文化されており、園には運営規程があり、職員に周知されている。取組は法人主導で行われているが園でも内部監査を行うなど、内部統制のチェック体制の強化を検討されたい。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ① ・ c
日常的に散歩時に近隣住民や店舗の人たちとの挨拶を積極的に行っている。一人ひとりの子ども・保護者のニーズに応じて地域の社会資源を利用するよう推奨するなどの支援を期待する。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ① ・ c
<コメント> 中学生等の職場体験も実施し、担当者が保育園の役割・保育士の仕事なども事前に説明を行っている。ボランティア等に対する研修および事前説明を実施した記録を残す取組を期待する。			

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保健センター・児童相談所とも情報共有図り、支援の体制を整えている。支援が必要な家庭には各関係機関へ繋げ必要なサービス・医療を提供する様に努めている。一人ひとりの子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料の作成を期待する。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 区の園長会議等においても保育ニーズ・利用希望者に関する情報を収集している。また、子育て支援事業参加の地域の未就園児の保護者等とのコミュニケーションからも情報収集に努めている。法人においても、地域の福祉ニーズを把握するために、積極的に情報を収集しており、高く評価できる。		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 法人として様々な社会貢献活動に取り組んでいるが、把握された福祉ニーズに対応するために実施を検討されたものである事の確認は出来なかった。今後は把握された福祉ニーズに対応する事業展開の検討をされた際には後から確認が出来るように、事業・活動を企画する際や見直しを行う際に、どのような地域の福祉ニーズに対応することを目的として行うものであるのかわかるよう、記録を残す取組を期待する。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 理念において、子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されている。具体的な取組みとして、子どもが互いを尊重する心を育てるため、性差による先入観による固定的な対応をしないよう、本年度より園児スモックの固定色を廃止した。お互いを尊重する心については保護者便りで、保護者等への理解を図る取組みを行っている。職員の研修計画には子どもの尊重や基本的人権への配慮についての項目はなく、共通理解をより深める取組みの更なる推進を期待する。		

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者との会話の中でプライバシーにあたる内容がある場合には別室にて話をするなど配慮をしている。排泄・着替え・シャワー等の生活場面におけるプライバシーの保護について、職員へ質問をしたところ、プライバシーへの配慮をしつつ、事故の危険性もあるためそのバランスをとりながら行っているとのことであった。子どもの虐待対応についてのマニュアルは数ページのみで単独のマニュアルはなく虐待対応の手順等も特に記載されていないため、改善の余地がある。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>見学会の際には園長が個別の疑問・質問のある利用希望者に対しては丁寧な説明を実施している。パンフレットやホームページには、必要な情報を写真やイラストを用いて、わかりやすく掲載されている。ホームページについては定期的な更新が行われ情報提供の内容の見直しが行われている。情報提供の方法や内容等について、情報の活用状況等、保護者等の意見等を踏まえて定期的な見直しを行う取組みを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園時には「入園のしおり」を用いて保護者への説明が行われており、保護者に理解しやすい表現にする工夫がある。特に配慮が必要な保護者への説明方法については、ルール化はされていないものの、外国籍の子どもが入園をした際にはゆくりと平易な日本語で説明するなどの工夫をしている。今後は配慮が必要な保護者への説明をルール化され、適正な説明、運用が図られることを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>これまで保育所の変更をした子どもはほぼ無く、保育所の変更にあたっての手順や引き継ぎの文章を確認することはできなかった。保育所の利用が終了した後の相談窓口は担当があたるが、それらの書面等はなかった。今後、保育所等の変更があった場合に備えて、引き継ぎの文章等の保育の継続性に配慮した手順書等の作成を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>日々の保育において、子どもの満足を把握するように努めている。保護者への利用者満足に関する調査を行事の後に定期的に行っており、調査結果の検討会議を実施し、行事の取組みの改善を行っている。調査結果の集計結果のみでなく、分析・検討を行った内容と、具体的に実施した保育の改善策が実施されたことが分かる記録を残す取組を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者は主任が対応しており、苦情解決の体制が整備されている。これまで苦情件数は少なく園長から「苦情解決はスピードが命」といった言葉があり、苦情解決に対する積極的な姿勢が伺える。苦情内容に関する検討内容や対応策について保護者全体に対して公表する仕組みはあるが、利用者アンケートの結果から保護者等の中には十分に理解していない方がいらしゃる様子が読み取れるため、対応策を検討されたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a · b · c
<p><コメント></p> <p>保護者が相談をしたり意見を言う際に複数の方法があることが掲示されている。保育園の入り口には臨床心理士との相談可能時間を掲示するなど、保護者が相談をしやすいよう、わかりやすい掲示をしており、環境も整備している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a · b · c
<p><コメント></p> <p>行事の後に保護者へのアンケートを実施したり、朝夕の送迎時に園長、主任ともなるべく保護者の前に立つように心がけ、積極的に保護者からの相談に対応し、意見を把握しようとしている。どの職員でも相談可能なように職員間での情報共有を行っている。相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順等についての仕組みは整備されており、定期的な見直しも行われている。意見箱の設置や匿名による保護者からの保育全般にわたる意見の把握は行われておらず、改善の余地がある。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a · b · c
<p><コメント></p> <p>外部からの侵入者があった場合の安全確保の手順は明確化されており、不審者の侵入に備えた安全確保の研修が行われ、職員に周知をされている。どこで子どもの事故が起こりやすいのか、収集した事例をもとに分析が行われ、分析結果に基づく注意喚起がなされている。事故の要因分析から、再発防止策の検討を組織的に検討し、検討過程を議事録等の文書で確認できる仕組みを整えることを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a · b · c
<p><コメント></p> <p>感染症対応のマニュアルが作成され、職員も常時閲覧が可能な場所に配置されている。新型コロナウイルス感染症への対応に関する記載は、改定の日付や見直しを行った日付の記載がされている。感染症防止対策に取り組むとともに、感染動向にあわせ保護者へきめ細かな情報が提供されている。また、園児にも感染防止上必要な事はわかりやすいような方法で伝えられている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a · b · c
<p><コメント></p> <p>災害時の対応体制は定められており、防災訓練も定期的に行われている。また、防災倉庫の中を定期的に備蓄リストを用いてチェックしている。防災グッズについては、その使い方を動画で撮影し、LINEで共有化をしている。しかしながら、自治会や消防署等と連携した防災訓練は行われていないため、連携体制を構築した上で訓練を実施することを検討されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>保育についての標準的な実施方法について、手順書は全ての職員が確認することが出来る職員室内の書棚に設置し、職員は必要に応じて、確認することができる。毎年、年度のはじめの職員会議で、標準的な実施方法の内容を確認している。</p>			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法について、職員会議で毎年共有されているが、定期的に見直しをする仕組みの確立は確認できなかった。会議で標準的な実施方法について検討した記録及び改善の確認の記録を残すことと、保護者からの意見や提案を反映する仕組み作りを期待する。</p>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>指導計画作成について、アセスメントにもとづき計画を作成するための体制を組織的に確立している。障害のある子どもの個別計画は、配慮の内容がわかりやすく明記されている。計画の作成には臨床心理士からのアドバイスを含み、配慮の仕方は全職員で情報共有できる仕組みとなっている。また、子どもと保護者のニーズも指導計画に明示されている。さまざまな職種の関係者を加えてアセスメントに関して、協議する取組を期待する。</p>			
Ⅲ-2-(2)-② 定期的な指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>2ヵ月から3ヵ月に一度、指導計画の見直しをおこなっている。指導計画を緊急に変更するための仕組みは整備されていないが、見直しがあった場合には、現存の指導計画に赤字で直接書き込む仕組みがとられている。指導計画の見直しを行った場合の保護者の意向把握と同意を得るための手順等の組織的な仕組みは定められていない。指導計画を変更する場合の手順等を整備することを検討されたい。</p>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>記録ファイルは保育所内の職員が誰でも閲覧することが出来るようになっており、情報を共有する仕組みが整備されている。送迎の際には保護者への伝達事項の共有化もなされている。情報共有についての取組みは適切に行われているが、情報の分別については手順書等で定められることを期待する。</p>			
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	Ⓐ	b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録は、鍵のある棚に保管され持ち出し禁止とされており、個人情報の保護が適切に行われている。保護者に対して個人情報の取り扱いについての説明や、職員への個人情報保護についての誓約書がある。また、職員に入職時に配布される業務マニュアル（駒方保育園Book）に個人情報の遵守についての記載があり、業務マニュアルに基づいた教育も行われている。</p>			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針などの趣旨をとらえ、法人の理念や保育方針、保育方法に基づき、子どもの発達過程に応じて作成されている。保育に関わる職員が参画をして保育の全体的な計画を作成をしている。保育の全体的な計画の評価を定期的に行い、次の作成に活かしていることが分かる資料の確認が出来なかったため、後で確認が出来るように記録を残す取組みを期待する。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>家具や遊具の素材・配置の工夫をしている。具体的には、床にクッションシートを転倒しやすい箇所の床に貼り付け、子どもの安全確保の工夫をしている。本園の園庭は広く、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことが出来る。子どもの興味関心や発達過程に合わせて環境設定を行い、安心して遊び込めるよう環境整備している。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育士は、わかりやすい言葉づかいで話し、ゆったりとした雰囲気子どもが安心して自らの気持ちを表現できるように配慮されて保育が行われている。一人ひとりの家庭環境や発達過程についても情報共有が職員間で行われている。職員が余裕をもって子どもに対応できるよう、忙しくなりやすい時間帯の職員配置の改善を期待する。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣の習得に向けて、自分でやろうとする気持ちを育むため、子どもを褒め、保育士は子どもの主体的な活動を支援するようにしている。休み明けの登園時に不安定になる子どもに対しては、保育士が接触を多く行い、一人ひとりの子どもの家庭環境に配慮した取組みを行っている。</p>			

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a . b . c
<p><コメント></p> <p>発達に応じて、子どもが主体的、自発的に活動できる環境が整えられている。身近な自然とふれあうことができるように、あらかじめ危険な生物等を教えうえで、自由に園庭での活動が行えるようにしている。分園では園庭が施設設置の最低限の基準の広さのため、近くの公園等を利用して身近な自然と触れ合える機会を設けている。地域の人々との関わりについては、新型コロナ等の感染対策もあり対応が難しい側面があるが、法人3園合同の行事への参加など、可能な範囲で社会経験を得られる機会を設ける工夫をしている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a . b . c
<p><コメント></p> <p>産休明けから受け入れをしており、衛生管理や安全性の確保など、低月齢の子どもが安心して過ごすことが出来る環境整備に努めている。子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをするよう努めて保育を行われている。職員配置基準は満たしているが、職員が余裕を持つことが難しい場面があるとの声があるため、職員配置の工夫を検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a . b . c
<p><コメント></p> <p>保育士が友達との関わりの中立ちをし、ごっこ遊び等を行っている。トイレにアニメのキャラクターを配置するなどをして、子どもが主体的に生活習慣を身に付けることが出来るように工夫をしている。畑での活動を行う際には地域の高齢者を巻き込んで、交流を図る意図があったものの、新型コロナの影響でできていない。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a . b . c
<p><コメント></p> <p>遊びを通して5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)を身につけられる保育計画と保育実践が行われている。異年齢との関わりを促進するため、3歳児、4歳児、5歳児で3人組になるよう組み合わせを担当が決め、協同的な活動が出来る取組みが行われていたが、新型コロナの影響等もあり、現在はこれらの活動は行われていない。今後、状況によって再開されることを期待する。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a . b . c
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成している。計画書の作成の際には臨床心理士等の専門職の意見も取り入れ、計画を作成している。入園後に障害の可能性がみられるようになった場合には、臨床心理士と協同して支援する体制が整えられている。研修計画の中には障害のある子どもについて理解を深めるような内容は見受けられなかったため、職員研修の充実を期待する。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもので在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a . b . c
<p><コメント></p> <p>長時間保育計画が作成されており、在園時間が長い場合にはその子に合わせて、おだやかにゆったりと過ごすことができるよう配慮した対応を行っている。保育の引き継ぎ内容は、すべての保育士が共有し、ローテーションに合わせて対応ができるようにしている。長時間働いている保護者等の心身の状況にも配慮した声かけを行っている。</p>		

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育内容において、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることを配慮した計画を立てて実施している。臨床心理士に依頼をし、小学校にあがる子どもの保護者に対しての講演会を企画・実施をし、就学に向けての保護者の不安の解消に役立つような取組を行っている。近隣の小学校との交流の機会が子どもが小学校生活についての見通しを持つ機会となっていたが、新型コロナウイルスの影響のため小学校との交流の機会は減っており、今後の取組みを期待する。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者との連携により、子どもの既往症や予防接種の状況など、健康に関わる必要な情報の整備をされている。子どもの体調不良、怪我についてはすぐに最寄りの医療機関を受診するようにしており、保護者にも伝達している。子どもの健康管理についてのマニュアルがある。保護者に対してSIDSについての情報提供をおこなっている記録が見受けられなかったため、改善を期待する。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルスの影響のため歯磨きは中止しており、現在はうがいのみであるが、子どもの虫歯の発生率は低く歯医者からの評価は高い。健康診断や歯科検診の結果については、保護者との連携のため情報共有をしている。健康診断や歯科検診の結果を反映させた記録の作成と結果を反映させた保健に関する計画がなく、改善を期待する。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>アレルギーについての情報は書面のみではなく、調理員・担任と保護者の三者での面接を必ず行い情報共有を行っている。慢性疾患のある子どもについてはマニュアル等の整備がないため改善されたい。アレルギーや慢性疾患がない子どもや保護者にもアレルギー疾患、慢性疾患等に関する理解を図るための取組みを期待する。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが食について関心を深めるため、本園では3年前より畑を作り、育てた野菜を目の前で調理して食べる取組みをしている。分園でも畑はないもののプランターにて野菜を育てている。ピーマンなど子どもの苦手なものも入れていくように工夫をしている。個人差や食欲に応じて食べる量の加減ができるように工夫をし、家庭への報告もしているが、利用者アンケートの結果から伝達方法の改善に向けた工夫を期待する。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理の体制を確立し、適切に衛生管理を行っている献立は名古屋市で共通したものであり、季節の旬の食材を使用し調理をしている。栄養士が子どもの食事の様子を観察したり、子どもの食育に関わる機会も設けている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>日々の連絡帳でのやり取りにより家庭との日常的な情報交換を行っている。分園においては毎日、数枚の保育所での生活の様子を写真で貼り出すことで、保護者に子どもたちの日々の成長の様子を共有してもらうような工夫をしている。保育の意図や保育内容について保護者の理解を得る機会は、改善を期待する。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時に園長、主任とも保護者等とコミュニケーションを図り、相談や悩みを聞くことができるようにしている。相談内容については適切に記録がなされている。また、保護者会といった意見交換の機会を設け、密な関係が作れるように工夫をしている。子育て支援に有効な機関等についての情報提供は個々の保育場面において行われている。臨床心理士・公認心理師への相談支援の体制を整備している。保育士、臨床心理士・公認心理師等が協力、連携をし保護者の相談に応じ保護者が安心して子育てができるように支援を行っている。</p>			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>虐待等の権利侵害の早期発見・早期対応のためのマニュアルはある。マニュアルに基づいた研修の実施は確認が出来なかった。過去に児童虐待を発見した際には児童相談所に通報するなど、適切な対応を行うことが出来ている。日々の保護者とのコミュニケーションの中からちょっとした変化にも注意をすることで、保護者が何らかの困難を抱えて虐待等権利侵害となる恐れがある場合等は、メンタルケア等も含めて、支援を行い虐待へ予防的に関わっている。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に向けた保育士の自己評価については園独自のものを作成し、毎年実施している。保育実践の振り返りを保育士の間で共有し、保育内容の改善に生かされ、保育所全体の自己評価につなげる仕組みになるよう、改善を期待する。</p>			